

次のようなお悩み・疑問は  
有りませんか？

# 悩み・疑問

- 採用や働く時間や休憩時間、休日はどうしたらいいの？
- 社会保険関係の手続きがわからない。
- 人事評価をどうやって導入したらいいかわからない。
- 就業規則をどう作成したらいいかわからない。
- 給料計算を担っていた人が、半年後に辞めちゃう・・・
- 助成金の申請方法がわからない



社会保険労務士に相談すれば  
すべて解決できます！



# 社会保険労務士とは？

社労士は、社会保険労務士法に基づいた国家資格者です。

企業の成長には、お金、モノ、人材が必要とされておりますが、社労士はその中でも人材に関する専門家であり、「労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資すること」を目的として、業務を行っております。

**社労士は、企業における採用から退職までの**

**「労働・社会保険に関する諸問題」や「年金の相談」に応じるなど、**

**業務の内容は広範囲にわたります。**

職場や企業の悩みは、人を大切にする企業づくりの支援をしている、社労士にお任せください。

- 1 各種手続き
- 2 労務相談
- 3 年金関係
- 4 就業規則
- 5 人事評価制度
- 6 給与計算
- 7 採用
- 8 研修・セミナー
- 9 安全衛生
- 10 助成金

# 各種手続き

## ■ 各種手続き

労働保険、雇用保険、健康保険、厚生年金などの手続きを  
アウトソーシングできます。

1 会社を設立したとき  
→労働保険、雇用保険、社会保険 などなど

2 従業員を採用したとき  
→雇用保険取得、社保取得 など

3 従業員が退職  
→喪失届・離職票

4 その他  
→年齢ごとの手続き、毎年の手続き



## ■ 会社の雇用環境整備・従業員対応に悩んだときの相談窓口

### 従業員対応

- 問題社員
- ハラスメント対応
- 残業代請求

### 労務管理

- 採用・求人
- 就業規則
- 有給休暇

### 法律対応

- 同一労働同一賃金
- 労働時間管理（変形労働）
- 最低賃金

### 行政対応

- 労働局調査
- 労働基準監督署調査
- 年金事務所調査



## ■ 各種公的年金の請求を代行いたします。

- 老齢年金
- 障害年金
- 遺族年金

## ■ 企業年金の導入も提案できます。

種類	概要	運用責任者	掛金に関する取扱い
確定給付企業年金 (DB)	従業員が受け取る「給付額」があらかじめ約束されている企業年金制度です。	企業	損金または必要経費
確定拠出年金 (企業型DC)	会社が拠出する「掛金」が確定している企業年金制度です。	従業員	損金または必要経費
中小企業退職金共済	会社は加入の申し出を行い、加入者ごとに定めた掛金を定期的に納付	中退共	法人 : 損金 個人企業 : 必要経費 ※非課税扱い

■就業規則・その他規定関係を作成致します。

労働条件を決定する職場のルールブックです。

インターネット上の様式を、そのまま使用する事は会社の実態に沿わない場合があるのでリスクを含む場合があります。

■規則例

- 就業規則
- 賃金規定
- 通勤手当規定
- 育児・介護休業規定
- 慶弔規定
- 退職金規定
- 賞与規定
- 再雇用規定
- 非正規社員規定
- 人事考課規定
- ハラスメント防止規定
- 福利厚生規定
- 出向規定
- 個人情報保護規定



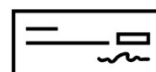
# 人事評価制度

- 従業員にはこうあってほしいという、会社の思いを込めた「公平」な評価を実施する制度を作成致します。



社会保険労務士に依頼する事で次のようなメリットがあります。

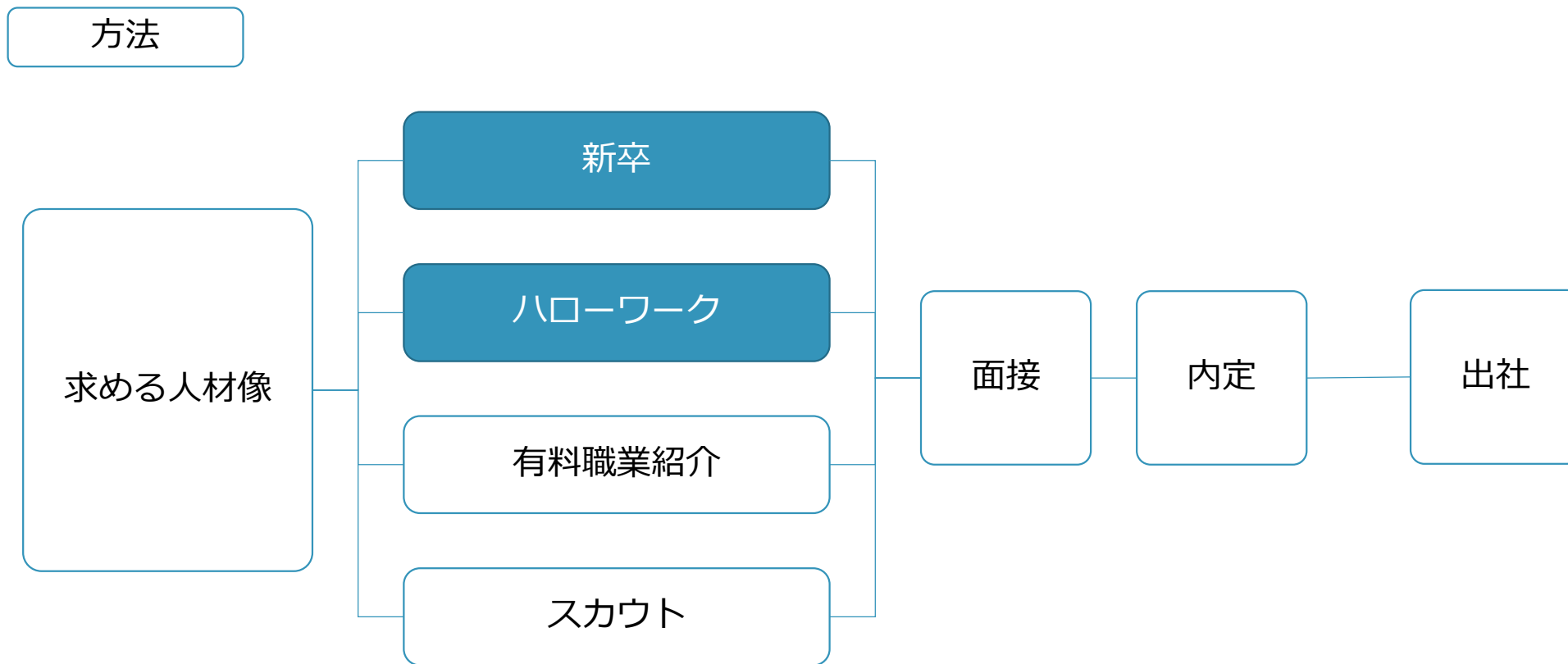
- 給与計算を担っている従業員の後継者問題が解決できる
- 法律に沿った給与計算ができる
- 社長が給与計算を行うより、委託するほうがコストが安くできる



## ■ 正しい給与計算はできていますか？

- 社会保険の金額は適正ですか？
- 雇用保険の金額は適正ですか？
- その支給額は雇用保険に入れていいですか？

# 採用



- 企業の外部研修の講師やセミナー講師を受けています。

## 研修体系

経営理念やビジョン、ミッション

スキル習得

作法取得

コミュニケーション

## ■会社が行う安全衛生

### 1 危険防止の措置

- ✓採用時、配置転換時安全教育
- ✓KYT活動
- ✓ヒヤリハット

### 2 健康管理の措置

- ✓健康診断
- ✓特殊健康診断
- ✓ストレスチェック

### 3 安全衛生管理体制の措置

- ✓安全推進者
- ✓衛生管理者
- ✓安全衛生管理者
- ✓産業医 など


# 助成金

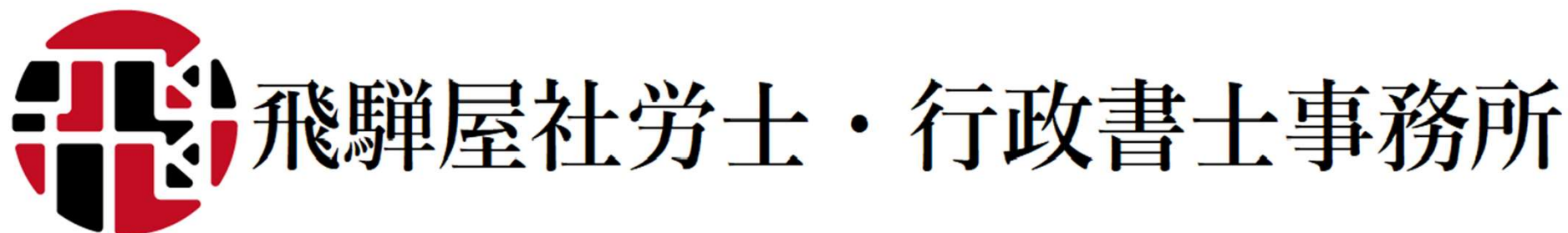
## ■雇用関係の取り組みを行う企業には助成金が受給できる事があります。

1 雇用関係助成金	労働者の雇用維持を図る 再就職支援を行う 中途採用する 新たに労働者を雇い入れる 雇用環境の整備を図る など	就職氷河期世代 有期雇用労働者 若年者 高年齢者 など
2 労働条件等関係助成金	業務改善助成金 受動喫煙防止対策助成金 エイジフレンドリー補助金 中退共に係る新規加入助成金 など	■働き方改革推進支援助成金 • 適用猶予業種対応 • 労働時間短縮・年休取得促進 • 勤務間インターバル • 労働時間適正管理



問い合わせ先

 飛驒屋社労士・行政書士事務所



Tel : 050-5235-8565

Mail : [info@hidaya-sharoushi.com](mailto:info@hidaya-sharoushi.com)

問合フォーム

